業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容

近年、ＡＩが指数関数的とも言うべき急激な進化を続けるなど、産業構造がこれまでにない規模とスピードで変化する時代となっており、我が国における働き方も、今後、大きな変化が生じる可能性がある。

また、我が国が少子高齢化による人口減少社会に向かっていく中で、生産年齢人口の減少による人手不足下において労働力供給量を確保するためには、労働生産性の向上、労働移動の円滑化、労働参加の確保といった課題に、国として取り組む必要がある。

国としては、これらの状況に対応するため、把握した実態に応じて政策を検討し変更等する必要があり、また、職員に適切な研修を行うことによってこそ、これらの政策を効果的かつ効率的に推進していくことができる。

このことを踏まえ、独立行政法人労働政策研究・研修機構（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、労働政策の企画立案及びその効果的かつ効率的な推進に寄与し、労働者の福祉の増進と経済の発展に資することを目的として、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自立性及び質の向上を図る観点から、以下の方向で見直しを行う。

第１　事務及び事業の見直し

Ⅰ　労働政策に関する研究

１　労働政策の企画立案に貢献する研究の重点化

調査研究については、唯一の労働政策研究機関として有する高い専門性や膨大な知見を活かし、労使からの信頼性・中立性を確保しつつ、引き続き真に労働政策の企画・立案に貢献するものに重点化して行う。

また、中長期的な課題も含め、労働政策の動向に適切に対応するとともに、今後、現時点では想定していない様々な政策課題が生じた際にも適切に対応できるよう、引き続き労働政策の基礎となる研究を体系的・継続的に推進する必要がある。

このことを踏まえ、プロジェクト研究における中長期的なテーマは、労働者の福祉の増進と経済の発展に資するという目的の下、労働市場の変化等も見据え、以下の視点を踏まえて設定する。

（１）労働市場や産業構造の急速な変化に伴う働き方への影響を把握する視点
（２）今後の働き方を見据え、新しい労働政策を構築する視点
（３）労働政策の基礎となる研究を体系的・継続的に推進していく視点
（４）実施された施策の効果を検証し、より効果的かつ効率的な労働政策のた

めの知見を得る視点

また、厚生労働省の要請に基づく研究・調査についても、引き続き政策的重要度が高く、労働政策の企画・立案に活用される可能性が高いものを厳選して実施する。

２　学際的な分析・研究等の実施

生成ＡＩ等の新技術の進展が著しく、産業構造が変化するなか、企業の在り方やそこで働く労働者の雇用の在り方も大きな影響を受けており、また、ギグ・エコノミー等、働き方の多様化も進んでいる。少子高齢化、特に生産年齢人口の減少が進行するなか、社会保障制度、公的サービス、雇用制度も変容していくことが想定される。

このように労働政策の研究において考慮すべき領域が広がっていることなどから、引き続き、関連する他の研究機関との共同研究及び研究交流を進めるとともに、他分野の専門家等と協力・連携して研究を行う取組を更に進めていく。また、研究ニーズの把握に当たっては、研究テーマに関わる各種団体等との意見交換等により、研究テーマに新たな視点を反映する等、研究の質の向上と活性化を図る。

また、労働政策に係る突発的な課題に対応できるよう体制・運営手法等の整備を行う。

３　厚生労働省の政策担当部門との連携の強化及び適切なＰＤＣＡの取組の推進

プロジェクト研究の成果が厚生労働省の政策担当部門に対して政策的なインプリケーションを与え、それに対する厚生労働省の政策担当部門からのフィードバックによって、次の研究の質が更に高まるという好循環を生み出すことが重要である。毎年度実施している研究報告会等の枠組みやプロジェクトリーダーと政策担当部門との意見交換に加え、プロジェクト研究や要請調査の研究会への厚生労働省職員の参画促進等により更なる連携強化を図り、より質の高い研究を実施する。また、政策への貢献度等の検証等を通じ、より適切なＰＤＣＡの取組を推進する。

４　適切な目標の設定等

労働政策の企画立案及び実施への貢献等について、研究機関にふさわしい、より客観的かつ適切な目標を設定するとともに、引き続きその達成度を厳格に評価する。

Ⅱ　国内及び海外情報の収集・整理

１　労働政策の企画立案に貢献する調査・情報収集

国内外における労働事情、統計データ等の調査・情報収集について、厚生労働省や外部の関係機関とも連携し、引き続き実施するとともに、研究部門と調査部門の連携を密に実施することにより、労働政策研究の推進に資する調査・情報収集を推進する。特に海外の調査・情報収集について、国際化の進展により共通した課題に直面する国も多くなっていることから、国際比較が可能なデータを中心に調査・情報収集を実施する。

２　活用しやすい情報の整理及び機動的かつ効率的な情報の作成・提供

収集した情報について、引き続き労使関係者等を始め、誰もが活用しやすいように整理するとともに、より有益かつ有効な情報を機動的かつ効率的に作成し、幅広く情報を提供できるような取組を実施する。

３　適切な目標の設定等

国内及び海外情報の収集・整理の成果について、経済社会等の変化が激しい中で、国内外を問わず必要な情報を収集することを目的として、客観的かつ適切な目標を設定するとともに、引き続きその達成度を厳格に評価する。

Ⅲ　国際研究交流（国際共同研究を含む）

グローバル経済の進展により、各国が抱える課題の共通化が進む一方で、その解決は、各国の経済社会の状況や労働環境（労使関係含む）等により異なるものであり、国・地域ごとの諸事情を踏まえ理解する必要がある。そのため、各国の研究者や研究機関との共同研究の実施等により、各国の抱える諸課題への対応について、知見の共有及び研究調査の質の向上を図る。

また、各国共通の労働分野の課題に関するものを中心に研究成果等の普及や互いの労働政策研究の質の向上がより一層図られるように、海外の研究者等を短期間招へいしての国際セミナーの開催等、研究交流を一層推進する。

これらの取組を通じて、研究者の人材育成を推進するとともに、国際的なプレゼンスを更に高めていく。

Ⅳ　研究成果等の普及促進等

１　研究成果の更なる普及促進

本法人の事業及び調査研究について、国民の認知度や理解度を高めるとともに、労使関係者など国民の労働政策に関する政策議論を活性化させるため、本法人ホームページのリニューアル等により検索性等のアクセシビリティを向上さ

せるなど、広報機能を更に強化する。
　また、イベントによる成果普及については、従来から取り組んでいる労働政策フォーラムといった一方向の発信の場だけではなく、セミナーなど双方向の形式を含め、多様なステークホルダーのニーズに応じた柔軟な成果普及に取り組む。

２　適切な目標の設定等
　研究成果等の普及促進の成果について、より客観的かつ適切な目標を設定するとともに、引き続きその達成度を厳格に評価する。

Ⅴ　労働行政担当職員研修
１　研修ニーズへの的確な対応及び研修の効果的実施
　労働大学校で実施する研修コースについて、引き続き新たな行政ニーズに迅速・的確に対応した研修コース・科目の設定やその円滑な運営を図るとともに、事例研究や演習、経験交流等、現場力の強化に資する真に必要な研修を重点化して実施することにより、円滑な労働行政の推進に貢献する。
　また、引き続き、集合研修とオンライン研修の双方のメリットを最大限活用した研修方式により実施する。

２　研究と研修の連携によるシナジー効果の発揮
　研究と研修の連携について、研究員の講義への積極的な参画や労働行政フリートークの実施等に引き続き取り組むとともに、職業相談技法の研究及び就職支援ツールの研究開発などについて、その内容の充実を図る。
　また、労働行政職員オンライン公開講座等を通じ、これらの研究成果等を労働行政担当職員へ発信する。
　これらの取組により研究と研修の連携によるシナジー効果を発揮し、引き続き円滑な労働行政の推進に貢献する。

３　適切な目標の設定等
　労働行政担当職員研修の成果について、より客観的かつ適切な目標を設定するとともに、引き続きその達成度を厳格に評価する。

第２　組織の見直し
Ⅰ　人材の確保・育成等
　重要な労働政策課題に対応したより質の高い研究成果を生み出すために、引き続き優秀な人材の確保・育成を図りつつ、効率的かつ効果的な組織運営を実施

するとともに、研究ニーズの多様化等の変化に機動的に対応し得るよう、外部の専門家の積極的な活用等を含め、柔軟な組織運営を図る。

また、研究水準の維持・向上や安定的な業務運営等の観点から、継続的な新卒採用および中途採用により人材を確保しつつ、定年年齢の延長等も踏まえた高齢期の働き方の見直し等について検討する。

Ⅱ　内部統制の強化

内部統制システムの体制整備を図るとともに、中期計画・年度計画の進捗状況については、引き続き四半期ごとに自己評価を行い、理事長のリーダーシップに基づくＰＤＣＡを適切に実施する。

また、理事長から全職員に本法人のミッションや運営上の方針、課題等を定期的に周知する等により、職員がこれらの認識を共有する機会を設ける。

さらに、事務職の年齢構成の偏りにより、特に管理職層を始めとする特定の職員の業務負担が増加している現状を踏まえ、必要な人事制度の見直しや業務の効率化等を図るなど、適切なマネジメントを行う。

Ⅲ　業務の電子化の推進及び情報セキュリティの強化

令和８年度に本法人内に設置したＤＸ戦略室を中心として、ＤＸを一層推進し、業務効率化と研究成果等の対外発信・情報提供強化を一体的に進める。

その際、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に基づき、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

また、情報セキュリティ対策について、各種規程の整備及び研修・教育の実施によるこれら規程の遵守の徹底に努めてきたところであるが、引き続きハード及びソフトの両面での不断の見直しと、役職員の高い意識を保持するための適時・適切な研修を実施する。

Ⅳ　業務運営の効率化

物価上昇を踏まえ、可能な限り調達等の合理化によるコスト削減等を実施し、引き続き業務運営の効率化を一層進める。

Ⅴ　施設・設備の整備等

本法人が保有する施設・設備について、主務省と連携しながら、計画的に必要な整備等の取組を進める。